

保険料支払手段に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
保険料	普通保険約款および付帯された他の特約の規定に従い、当会社の請求する保険料をいい、追加保険料を含みます。

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、すべての保険契約に必ず付帯されます。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、当会社の定める決済手段によって、保険料を払い込むことができるものとします。
- (2) (1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の全額の決済手続きを完了したことが決済手続画面に表示された時に、決済手続きが完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前事故の取扱い）

前条(1)の規定により、保険契約者が当会社の定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続きが完了した時（注）以後、普通保険約款および付帯された他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いの規定を適用しません。

（注）決済手続きが完了した時

保険期間の開始前までに決済手続きが完了した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。